

国家公務員の 再就職に関するルール

次に示した国家公務員・OBの言動は再就職等規制違反のおそれがあります。

- ① 国家公務員は
他の国家公務員・OBの再就職の依頼・情報提供等が禁止されています。
※OBや知人を介して行うことも違反となりえます。



現役の国家公務員

Aさん(国家公務員)を雇ってくれませんか？
(再就職の依頼)

誰かいい人いませんか？

Bさん(国家公務員OB)は現在、無職なんですよ。(Bさん採用されるかもな…) (情報提供)



営利企業等

- ② 国家公務員は
利害関係企業等への求職活動が禁止されています。
※OBや知人を介して行うことも違反となりえます。



現役の国家公務員

定年はいつですか？

3月に定年を迎えるけど、再就職先が決ま
っていないんですよ。
(再就職の情報提供)



利害関係企業等

- ③ 国家公務員OBは
元の職場への働きかけ規制が禁止されています。(原則2年間)



再就職した
国家公務員OB

うちの企業(再就職先)への処分を軽くしてほ
しい。(処分に
関する働きかけ)

まだ公示していない入札の情報を先に教えて
ほしい。(契約に
関する働きかけ)



現役の国家公務員

- ※それぞれの規制に一部例外があります。
- ※違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。
- ※詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。



内閣府
Cabinet Office

再就職等監視委員会事務局

TEL:03-6268-7660~7668、7681

URL:<http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>



裏面にQ&Aがあります。
ご覧ください。

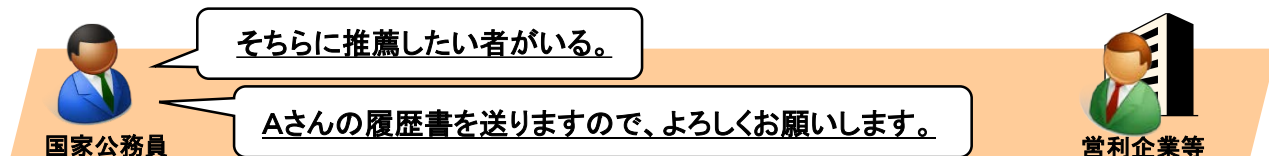
国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

～国家公務員・OBの再就職ルールに御協力ください～

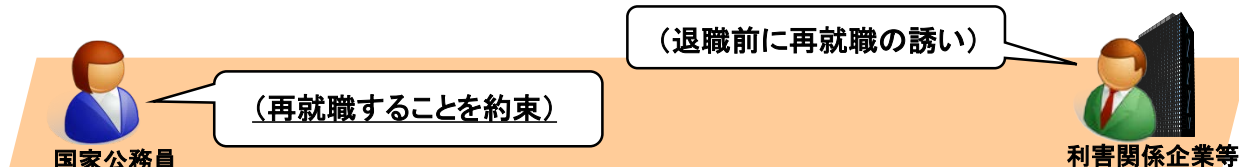
1 これまでに違反認定された事例を教えてください。

これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や再就職依頼行為があります。違反者には懲戒処分が科せられました。

① 他の職員の再就職依頼行為、情報の提供行為（国家公務員法106条の2）



② 再就職約束行為（国家公務員法106条の3）



(注) 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

2 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。

再就職規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は国家公務員・OBを雇用することが可能です。

3 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、府省による規制違反を未然に防ぐ観点から、府省に対し、国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

4 自衛隊員にも再就職等規制が適用されるのですか。

自衛隊員も同様の再就職等規制が適用されますが、従来どおり定年が60歳未満の若年定年である隊員や任期制の隊員の離職に際しての再就職の援助を行うことは認められています。詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

5 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします(提供先は表面の下欄に記載)。御提供いただいた情報に基づき、当委員会の調査を行います。また、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう取り扱っておりますので、御安心ください。